

平成15年度第1回 国土交通省大臣官房官庁営繕部入札監視委員会  
議事概要

開催日及び場所	平成15年7月15日(火) 官庁営繕部会議室	
委員	委員長 沖塩 莊一郎 (東京理科大学名誉教授) 委員長代理 谷口 汎邦 (東京工業大学名誉教授) 委員 小川 光吉 (情報処理振興事業協会監事) 神田 良 (明治学院大学経済学部教授) 宮本 健蔵 (法政大学法学部教授)	
審議対象期間	平成15年3月1日～平成15年5月31日	
抽出案件(工事)		(備考)
一般競争	0 件	
公募型及び工事 希望型指名競争	4 件	
指名競争	0 件	
随意契約	1 件	
〔小計〕	5 件	
抽出案件(コンサル タント業務)	1 件	
〔合計〕	6 件	
	意見・質問	回 答
委員からの意見・質問、それに対する国土交通省の回答等	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による意見の具申又は勧告の内容	なし	

委員	国土交通省
<p><b>1. 官庁営繕部工事等の発注状況について</b></p> <p>コンサルタント業務の監理業務は単年度発注であっても、対応した工事が継続している間は、切れ目なく行われるようになっているのか。</p> <p><b>2. 抽出案件の審議</b></p> <p><b>(1) 公募型指名競争入札</b>  <b>【国立国会図書館東京本館改修(02)電気設備工事】</b>          応募条件の施工実績で「建物規模延べ床面積2000㎡以上」とした根拠は何か。</p> <p><b>(2) 公募型指名競争入札</b>  <b>【外務本省改修(02)電気設備工事】</b>          入札の2回目と3回目とで金額が大幅に下がっているが、理由は何か。</p> <p>誰が見ても誤解しないような内容のスペックにしておくことが一番重要ではないか。</p> <p>改修の電気設備工事であるので、従来          の扱いでは新築時の業者との随契と思う          が、公募型指名競争にしたのは何故か。</p> <p><b>(3) 工事希望型指名競争入札</b>  <b>【内閣本府改修(02)建築その他工事】</b>          国家機能の中核といえるような施設の          工事の場合の指名にあたっては、安全、          情報管理等の観点からの配慮がなされる          のか。</p>	<p>一般的には監理業務は単年度歳出で、前年度の監理業務が3月31日で終わり、4月から次年度の監理業務となる。契約事務手続きの関係で多少の期間が空く場合もあるが、基本的には工事とリンクした形で監理業務の発注も行っている。</p> <p>今回の改修工事は、建物を使いながらの工事で一定面積ずつ改修を進めていくものであったため、工事手順上、2000㎡程度のロットが繰り返されることから設定したものの。</p> <p>2回目までの入札金額と予定価格との開差が大きかったため、見積に関する考え方に相違がある可能性があるということで、3回目を行う前に口頭での説明を加えた。それで金額が下がったと考えられる。今後は1回目の入札であっても予定価格との開差が著しく大きい場合には、その時点で説明を加える等の対処をしていくことを考えている。</p> <p>特記仕様書を標準化するなど誤解が生じないような工夫をしてきたが、今後さらにスペック内容の明確化に努力していく。</p> <p>本件は、設備部分の一単位全体(ユニット)を取り替える工事で、他部分との通電作業も容易であるため競争入札とした。</p> <p>国家的な意味でのセキュリティが特に重要である場合など、工事の中身によっては特別な契約を結ぶこともあるが、それ以外の一般的な工事の場合にはそれぞれの入札方式に則して発注手続きを行っている。</p>

**(4) 工事希望型指名競争入札**  
**【財務省本庁舎屋上(02)緑化整備工事】**

入札に際して、選ばれた業者が辞退しているが、この辞退の理由は何か。

**(5) 随意契約**  
**【気象研究所本館改修(02)機械設備その他工事】**

本件のような空調設備の改修工事は基本的には随意契約となるか。

今後、今回程度の空調設備の改修工事を行う場合においては、新築時の業者との随意契約となるか。

**(6) コンサルタント業務 公募型プロポーザル**  
**【国立感染症研究所筑波豊長類センター飼育棟(仮称)設計業務】**

技術提案書を特定するための評価基準の一つである「取組意欲」は、計量化して評価することができないものではないか。

技術だけではなく、会社の財務審査も業務実施上の条件などに入れるべきではないか。

**3. その他**

手続期間中に他の工事を並行して応募していて、その別の工事の契約が先行した場合、技術者の配置が困難になることがある。例えば、そうした理由により辞退した可能性も考えられる。

空調設備は一部分のみを改修しても最終的に全館空調システムの調整が必要となり、既設部分と密接不可分となる場合には新築時の業者との随意契約としている。

現在、施工図の提出を工事後に義務づけており、他の業者であっても改修工事の施工が可能となる場合もあるので、随意契約を続ける必要性の有無は、今後の検討による。

「取組意欲」に関しては、監理技術者をヒアリングし、その企業が提案した内容について監理技術者自身の理解度を量ること等により、どの程度意欲をもっているのかを採点して評価している。

競争参加資格要件としては、予算決算及び会計令等に基づき経営状況等について定めており、審査は行っているが、個別の業務の発注に際して、単に経営状況が悪化していること等をもって排除することは困難と考えている。実務的には、履行保証保険への付保等によりリスクの回避を図ることで対処する方向にある。

平成15年4月に国土交通省が公表した「入札契約適正化の徹底のための当面の方策について」の内容（「技術力による競争等の推進」など）を説明。

(再苦情処理について)

- ・今回は無かった旨、国土交通省より報告。